

第4期

定時株主総会及び 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

都ホテル 四日市 4階 伊勢の間
三重県四日市市安島1丁目3番38号

（定時株主総会）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）6名選任
の件
第4号議案 監査等委員である取締役
5名選任の件

（普通株主様による種類株主総会）

決議事項

- 議 案 定款一部変更の件



三十三フィナンシャルグループ

株式会社三十三フィナンシャルグループ

証券コード：7322

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会会場において、感染予防措置を講じさせていただきますが、株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の様様につきましては、後日、当社ウェブサイト（<https://www.33fg.co.jp/>）にて配信を予定しております。

経営理念

地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、
地域とともに成長し、
活力あふれる未来の創造に貢献します。



シンボルマークコンセプト

「33」をモチーフにした2羽の鳥のシンボルマーク。
この2羽の鳥は旧三重銀行と旧第三銀行を表すとともに、
地域のみなさまと三十三フィナンシャルグループを表現するものです。
ともに大空へ羽ばたく姿は、地域と三十三フィナンシャルグループの
成長と活力あふれる未来を描いています。

■ ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第4期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を2022年6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表取締役会長 岩間 弘 (左)
代表取締役社長 渡辺 三憲 (右)



■ 目次

第4期定時株主総会及び普通株主様による
種類株主総会招集ご通知…………… 3

議決権行使についてのご案内…………… 5

■ 株主総会参考書類

(定時株主総会)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 7

第2号議案 定款一部変更の件…………… 8

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）6名選任の件…………… 12

第4号議案 監査等委員である取締役
5名選任の件…………… 17

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

議 案 定款一部変更の件…………… 24

■ 添付書類

事業報告…………… 26

連結計算書類…………… 43

計算書類…………… 45

監査報告書…………… 47

株主総会会場ご案内図

株主各位

三重県松阪市京町510番地

株式会社三十三フィナンシャルグループ

代表取締役社長 渡辺 三憲

第4期定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第2号議案として「定款一部変更の件」を上程いたしますが、この議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	三重県四日市市安島1丁目3番38号 都ホテル 四日市 4階 伊勢の間
3. 目的事項	<p>（定時株主総会）</p> <p>報告事項 1. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件</p> <p>（普通株主様による種類株主総会）</p> <p>決議事項 議 案 定款一部変更の件</p>

インターネットによる開示事項について

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引」に関する事項、「その他」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

■ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.33fg.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主さまでない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場いただけませんので、ご理解を賜りたく存じます。
- 株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申しあげます。
- 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会ご出席による議決権行使

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。また、議決権の代理行使にあたっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

郵送による議決権行使

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時まで



QRコードを読み取る方法「スマート行使」もしくは議決権行使コード・パスワードを入力する方法によって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください

重複して行使された議決権の取扱いについて

1. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。

スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



【ご注意事項】

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

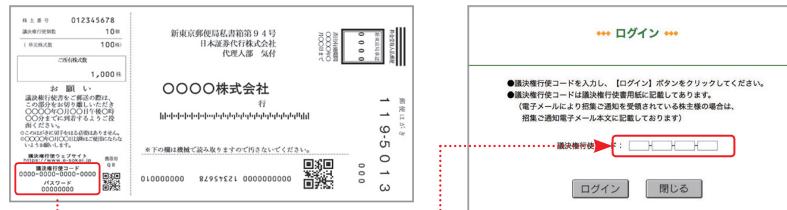
STEP 2

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へ進む」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降画面の案内に従って賛否をご入力願います。



お問い合わせ先について

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部

インターネットによる議決権行使について

☎0120-707-743 受付時間 9:00~21:00

当社株式についてのその他のご照会

☎0120-707-843 受付時間 平日9:00~17:00

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針は、株主のみなさまに対する利益還元を最重要施策の一つと位置づけ、内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充を図りつつ、安定的な配当を継続することとしております。この基本方針に基づき下記のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株につき金36円	総額	941,623,200円
--------	-----------	----	--------------

当社第一種優先株式	1株につき金41.286円	総額	173,401,200円
-----------	---------------	----	--------------

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき金72円、当社第一種優先株式1株につき金82.572円となります。

また、優先株式の期末配当金は、所定の金額であります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第一種優先配当年率に関する算出規定の変更

当社は、種類株式の内容を定款に定める種類株式発行会社であり、当社が発行している第一種優先株式について、2021年12月末をもってユーロ円LIBORの公表が恒久的に停止されたことに伴い、日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の第一種優先配当年率に関する算出規定を次のとおり変更するものであります。

- ① 現行定款第13条の日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の代替指標となるユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース）および代替措置に関する規定を削除するものであります。
- ② その他所要の変更を行うものであります。

なお、ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース）および代替措置に関する規定の削除につきましては、当社と第一種優先株式を保有する株式会社整理回収機構との間で、第一種優先株式発行要項の規定を変更する覚書を締結しております。

また、本変更は、普通株主様および第一種優先株主様による各種類株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第27条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第27条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第27条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p data-bbox="361 367 560 394">第3章 優先株式</p> <p data-bbox="173 424 390 452">(第一種優先配当金)</p> <p data-bbox="169 455 255 479">第13条</p> <p data-bbox="169 482 752 1075">当社は、第45条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、次に定める第一種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、第一種優先配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p data-bbox="984 367 1183 394">第3章 優先株式</p> <p data-bbox="796 424 1013 452">(第一種優先配当金)</p> <p data-bbox="792 455 878 479">第13条</p> <p data-bbox="792 482 1375 1075">当社は、第45条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、次に定める第一種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、第一種優先配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第一種優先配当年率 第一種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00％</p> <p>なお、第一種優先配当年率は、％未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第一種優先配当年率決定日において、<u>ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、ICE Benchmark Administration Limitedによって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</u></p> <p>②（条文省略）</p> <p>③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	<p>第一種優先配当年率 第一種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00％</p> <p>なお、第一種優先配当年率は、％未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、日本円TIBORの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="359 247 560 273">第4章 株主総会</p> <p data-bbox="170 303 752 359"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="170 359 258 385"><u>第27条</u></p> <p data-bbox="170 385 752 556"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="427 586 495 612">(新設)</p> <p data-bbox="427 869 495 895">(新設)</p>	<p data-bbox="984 247 1185 273">第4章 株主総会</p> <p data-bbox="1049 303 1117 329">(削除)</p> <p data-bbox="795 586 991 612"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="795 612 883 638"><u>第27条</u></p> <p data-bbox="795 638 1377 724"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="795 724 1377 840"><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="795 869 867 895"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="795 895 1377 1094"><u>1. 現行定款第27条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第27条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="795 1094 1377 1211"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会(種類株主総会を含む。次項において同じ。)については、現行定款第27条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="795 1211 1377 1297"><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	岩間弘 <small>いわまひろし</small>	代表取締役会長
2	再任	渡辺三憲 <small>わたなべみつのり</small>	代表取締役社長
3	再任	堀内浩樹 <small>ほりうちひろき</small>	取締役兼執行役員 経営企画部担当
4	再任	加藤芳毅 <small>かとうよしき</small>	取締役兼執行役員 リスク統括部、コンプライアンス統括部担当
5	再任	山川憲一 <small>やまかわけんいち</small>	取締役兼執行役員 業務統括部担当
6	再任	川瀬和也 <small>かわせかずや</small>	取締役兼執行役員 人事総務部担当

候補者
番号

1

いわま
岩間

ひろし
弘

生年月日：1954年9月13日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 13,350株
取締役会への出席状況（2021年度）：12回/12回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月	株式会社第三銀行 (現 株式会社三十三銀行) 入行	2007年 6月	同行取締役兼執行役員総合企画部長
1998年 1月	同行石薬師支店長	2010年 6月	同行常務取締役兼執行役員
2000年 6月	同行亀山支店長	2012年 6月	同行取締役頭取兼執行役員
2003年 6月	同行総合企画部長	2018年 4月	当社代表取締役会長（現任）
2004年 6月	同行執行役員総合企画部長	2018年 6月	株式会社第三銀行取締役頭取
		2021年 5月	株式会社三十三銀行取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社第三銀行（現 株式会社三十三銀行）取締役頭取を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役会長を務めております。また、2018年4月より当社代表取締役会長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

わたなべ
渡辺

みつ のり
三憲

生年月日：1954年11月29日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 15,700株
取締役会への出席状況（2021年度）：12回/12回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行	2013年 6月	同行副頭取執行役員
2004年 4月	株式会社三井住友銀行執行役員	2013年 6月	同行取締役副頭取兼副頭取執行役員
2008年 4月	同行常務執行役員	2015年 4月	同行取締役頭取
2011年 4月	同行取締役兼専務執行役員	2018年 4月	当社代表取締役社長（現任）
2013年 5月	株式会社三重銀行 (現 株式会社三十三銀行) 顧問	2021年 5月	株式会社三十三銀行取締役頭取（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役頭取

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）取締役頭取を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役頭取を務めております。また、2018年4月より当社代表取締役社長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

ほりうち
堀内

ひろき
浩樹

生年月日：1963年11月14日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 3,300株
取締役会への出席状況（2021年度）：12回/12回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	株式会社三重銀行 (現 株式会社三十三銀行) 入行	2014年 4月	同行執行役員総合企画部長
2011年 4月	同行市場金融部長	2017年 4月	同行常務執行役員総合企画部長
2013年11月	同行総合企画部長	2018年 4月	当社取締役兼執行役員 経営企画部担当 (現任)
		2021年 5月	株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）常務執行役員総合企画部長を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員を務めております。また、2018年4月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

かとう
加藤

よしき
芳毅

生年月日：1962年4月6日生
所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 2,725株
取締役会への出席状況（2021年度）：12回/12回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	株式会社三重銀行 (現 株式会社三十三銀行) 入行	2019年 4月	当社執行役員人事総務部担当部長
2011年 5月	同行品質向上部長	2019年 5月	株式会社三重銀行常務執行役員
2013年 4月	同行人事部長	2019年 6月	当社取締役兼執行役員 人事総務部担当
2014年 4月	同行執行役員人事部長	2020年 6月	株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員
2016年 4月	同行常務執行役員人事部長	2021年 5月	株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員 (現任)
2018年 4月	当社人事総務部担当部長	2021年 6月	当社取締役兼執行役員 リスク統括部、 コンプライアンス統括部担当 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）取締役兼常務執行役員を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員を務めております。また、2019年6月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

やまかわ

山川

けんいち

憲一

生年月日：1960年10月11日生

所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 6,030株

取締役会への出席状況（2021年度）：10回/10回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社第三銀行 (現 株式会社三十三銀行) 入行	2015年 6月	同行執行役員営業本部地区営業部長
2001年10月	同行伊勢長島支店長	2016年 6月	同行取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長
2010年 6月	同行四日市支店長	2018年 6月	同行取締役兼上席執行役員営業本部部長
2012年 6月	同行営業本部営業企画部長	2020年 4月	同行取締役兼常務執行役員営業本部部長
2013年 6月	同行執行役員営業本部営業企画部長	2021年 5月	株式会社三十三銀行取締役兼専務執行役員融資本部長 (現任)
		2021年 6月	当社取締役兼執行役員 業務統括部担当 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼専務執行役員融資本部長

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社第三銀行（現 株式会社三十三銀行）取締役兼常務執行役員営業本部長を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼専務執行役員融資本部長を務めております。また、2021年6月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

6

かわせ

川瀬

かずや

和也

生年月日：1966年3月20日生

所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 4,690株

取締役会への出席状況（2021年度）：10回/10回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1988年 4月	株式会社第三銀行 (現 株式会社三十三銀行) 入行	2017年 6月	同行取締役兼執行役員総合企画部長
2004年10月	同行中央通支店長	2018年 4月	当社執行役員経営企画部長
2014年 6月	同行総合企画部長	2018年 6月	株式会社第三銀行取締役兼上席執行役員総合企画部長
2015年 6月	同行執行役員総合企画部長	2021年 5月	株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員 (現任)
		2021年 6月	当社取締役兼執行役員 人事総務部担当 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社第三銀行（現 株式会社三十三銀行）取締役兼上席執行役員を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員を務めております。また、2021年6月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社である株式会社三十三銀行の取締役及び監査等委員である取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者は保険料を負担していません。
- 当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名		現在の当社における地位及び担当
1	新任	京 戸 裕 司		—
2	再任	古 川 典 明	社外 独立役員	社外取締役（監査等委員）
3	再任	種 村 均	社外 独立役員	社外取締役（監査等委員）
4	再任	吉 田 すみ江	社外 独立役員	社外取締役（監査等委員）
5	新任	松 井 憲 一	社外 独立役員	—

生年月日：1961年3月4日生

所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 4,620株

取締役会への出席状況（2021年度）：－

監査等委員会への出席状況（2021年度）：－

新任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社第三銀行 (現 株式会社三十三銀行) 入行	2016年 6月	同行執行役員 コンプライアンス統括部長
2003年 4月	同行津駅西支店長	2018年 4月	当社コンプライアンス統括部担当部長
2008年 6月	同行松阪東支店長	2018年 6月	株式会社第三銀行上席執行役員 コンプライアンス統括部長
2013年 1月	同行リスク管理部 コンプライアンス室長	2021年 5月	株式会社三十三銀行常務執行役員（現任）
2015年 6月	同行コンプライアンス統括部長		

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行常務執行役員

(注) 2022年6月24日付で退任する予定であります。

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、当社コンプライアンス統括部担当部長及び株式会社第三銀行（現 株式会社三十三銀行）上席執行役員コンプライアンス統括部長を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。

これらの豊富な業務経験や幅広い知見を当社の経営の監査・監督等に活かすことにより、その職務を適切に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ふるかわ

古川

つねあき

典明

生年月日：1954年10月1日生

所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 2,200株

取締役会への出席状況（2021年度）：12回/12回

監査等委員会への出席状況（2021年度）：13回/13回

再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 公認会計士登録（現任）

1984年 9月 税理士登録（現任）

1985年10月 古川典明公認会計士事務所創設
（現任）

1986年10月 株式会社古川経営総合研究所
（現 株式会社ミッドランド経営）代表取締役（現任）

2012年 6月 株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）社外監査役

2012年 9月 ミッドランド税理士法人代表社員（現任）

2018年 4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社ミッドランド経営代表取締役、古川典明公認会計士事務所所長、ミッドランド税理士法人代表社員、株式会社メディカルー光グループ社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

株式会社ミッドランド経営代表取締役、公認会計士及び税理士として豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2018年4月より当社社外取締役（監査等委員）として経営陣から独立した立場で助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を当社の経営の監査・監督等に活かし、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

たねむら

種村

ひとし

均

生年月日：1948年3月27日生

所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 一株

取締役会への出席状況（2021年度）：12回/12回

監査等委員会への出席状況（2021年度）：13回/13回

再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1971年 4月 日本陶器株式会社（現 株式会社
ノリタケカンパニーリミテド）入社

2007年 6月 株式会社ノリタケカンパニー
リミテド取締役副社長

2008年 6月 同社代表取締役社長

2013年 6月 同社代表取締役会長

2018年 6月 同社相談役

2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

2021年 6月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド
特別顧問（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社ノリタケカンパニーリミテド特別顧問、中日本高速道路株式会社取締役会長

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

株式会社ノリタケカンパニーリミテドにおいて代表取締役社長及び代表取締役会長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2020年6月より当社社外取締役（監査等委員）として経営陣から独立した立場で助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や幅広い知見を当社の経営の監査・監督等に活かし、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

よしだ え
吉田すみ江

生年月日：1976年1月29日生

所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 200株

取締役会への出席状況（2021年度）：12回/12回

監査等委員会への出席状況（2021年度）：13回/13回

再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1999年 4月	ニチハ株式会社入社	2016年 6月	株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行） 社外監査役
2005年 3月	同社退職	2018年 4月	同行社外取締役（監査等委員）
2009年12月	弁護士登録（現任）	2019年 4月	三重弁護士会副会長
2010年 1月	さくら総合法律事務所入所	2020年 6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2011年12月	あおば総合法律事務所創設（現任）		

■ 重要な兼職の状況

あおば総合法律事務所弁護士

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見と幅広い経験を有しております。また、2020年6月より当社社外取締役（監査等委員）として経営陣から独立した立場で助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの知見や幅広い経験を当社の経営の監査・監督等に活かし、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

5

まつい けんいち
松井 憲一

生年月日：1949年7月5日生

所有する当社の株式の種類及び数：普通株式 2,200株

取締役会への出席状況（2021年度）：－

監査等委員会への出席状況（2021年度）：－

新任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1972年 4月	出光興産株式会社入社	2010年 6月	同社取締役副社長
2001年 6月	同社経理部長	2014年 6月	株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行） 社外取締役
2003年 4月	同社執行役員経理部長	2018年 4月	同行社外取締役（監査等委員）
2004年 6月	同社常務執行役員経理部長	2021年 5月	株式会社三十三銀行社外取締役（監査等委員）（現任）
2005年 6月	同社常務取締役		

■ 重要な兼職の状況

株式会社ツムラ社外取締役、株式会社三十三銀行社外取締役（監査等委員）

（注）株式会社三十三銀行社外取締役（監査等委員）については、2022年6月24日付で退任する予定であります。

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

出光興産株式会社において取締役副社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社グループの株式会社三十三銀行において、2021年5月より社外取締役（監査等委員）として経営陣から独立した立場で助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

これらの豊富な経験や幅広い知見を当社の経営の監査・監督等に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 古川典明氏が代表取締役を務める株式会社ミッドランド経営と当社の子会社である株式会社三十三銀行との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（株式会社三十三銀行が紹介した顧客と当社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に当社から報酬を受け取る契約）があります。また、当社と当社の子会社である株式会社三十三総研との間には、顧問契約があります。なお、同氏が代表社員を務めるミッドランド税理士法人と株式会社三十三銀行との間には、通常の銀行取引があります。株式会社ミッドランド経営及びミッドランド税理士法人と当社グループとの間における取引額等については、当社及び同法人それぞれの売上高に占める当社グループとの取引による売上高並びに当社の連結業務粗利益に占める当社及び同法人それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも1%未満であります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川典明氏、種村 均氏、吉田すみ江氏及び松井憲一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 古川典明氏、種村 均氏、吉田すみ江氏及び松井憲一氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。古川典明氏、種村 均氏及び吉田すみ江氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ており、3氏の選任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、松井憲一氏につきましても、選任をご承認いただいた場合には独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 古川典明氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年3ヵ月となります。また、種村 均氏及び吉田すみ江氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、それぞれ本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- 古川典明氏は、2012年6月から2018年3月まで、株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）の社外監査役に就任しておりました。
- 吉田すみ江氏は、株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）において、2016年6月から2018年3月まで社外監査役に就任しており、2018年4月から2020年6月まで社外取締役（監査等委員）に就任しておりました。
- 松井憲一氏は、株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）において、2014年6月から2018年3月まで社外取締役役に就任しており、2018年4月から2021年4月まで社外取締役（監査等委員）に就任しておりました。また、同氏は、2021年5月から当社の子会社である株式会社三十三銀行の社外取締役（監査等委員）に就任しておりますが、2022年6月24日付で退任する予定であります。
5. 当社は、古川典明氏、種村 均氏及び吉田すみ江氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であり、3氏の選任をご承認いただいた場合には当該契約を継続する予定であります。また、松井憲一氏につきましても、選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社である株式会社三十三銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
7. 吉田すみ江氏の戸籍上の氏名は、今尾すみ江であります。

以 上

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役(予定)の専門性・経験(スキル・マトリックス)

氏名	役職	専門性・経験				
		企業経営	金融・経済	法務・ リスク管理	財務・会計	地方創生・ 地域行政
岩間 弘	代表取締役会長	●	●	●	●	●
渡辺 三憲	代表取締役社長	●	●	●	●	●
堀内 浩樹	取締役兼執行役員	●	●	●	●	
加藤 芳毅	取締役兼執行役員	●	●	●		
山川 憲一	取締役兼執行役員	●	●			●
川瀬 和也	取締役兼執行役員	●	●		●	
京戸 裕司	取締役(常勤監査等委員)		●	●		
古川 典明	社外取締役(監査等委員)	●			●	
種村 均	社外取締役(監査等委員)	●	●	●	●	
吉田 すみ江	社外取締役(監査等委員)			●		
松井 憲一	社外取締役(監査等委員)	●	●	●	●	

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

第1条 当社において社外取締役が独立性を有すると判断するためには、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 現在において、当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者であったことがないこと。
- (2) その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者であったことがないこと。
- (3) ①当社グループを主要な取引先（※1）とする者またはその業務執行者でないこと。
②当社グループの主要な取引先（※1）またはその業務執行者でないこと。
- (4) 現在または最近において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※2）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（その者が法人等の場合は、その法人等に所属する者をいう。）でないこと。
- (5) ①当社の取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の近親者（※3）でないこと。
②最近において当社グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者（重要でない者を除く。）の近親者でないこと。
③(3)(4)の要件に抵触する者（重要でない者を除く。）の近親者でないこと。
- (6) 現在において、当社の主要株主（その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。）でないこと。
- (7) 現在において、当社グループから多額の寄付（※2）を受ける者（その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。）でないこと。

第2条 前条に定める要件に形式的に抵触しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、形式的に抵触する場合であっても、総合的に判断した結果、実質的に独立性を有すると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認めることもある。

- ※1 「主要な取引先」とは、直近の事業年度における年間連結総売上高(当社の場合は年間連結業務粗利益)の2%以上を基準に判定する。
- ※2 「多額の金銭その他の財産」「多額の寄付」とは、過去3年平均で年間1,000万円を超える場合を基準に判定する。
- ※3 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

以上

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、種類株式の内容を定款に定める種類株式発行会社であり、当社が発行している第一種優先株式について、2021年12月末をもってユーロ円LIBORの公表が恒久的に停止されたことに伴い、日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の第一種優先配当年率に関する算出規定を次のとおり変更するものであります。

- ① 現行定款第13条の日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の代替指標となるユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース）および代替措置に関する規定を削除するものであります。
- ② その他所要の変更を行うものであります。

なお、ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース）および代替措置に関する規定の削除につきましては、当社と第一種優先株式を保有する株式会社整理回収機構との間で、第一種優先株式発行要項の規定を変更する覚書を締結しております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております）

現行定款	変更案
第3章 優先株式	第3章 優先株式
<p>（第一種優先配当金） 第13条 当会社は、第45条第1項に定める剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、次に定める第一種優先配当年率</p>	<p>（第一種優先配当金） 第13条 当会社は、第45条第1項に定める剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、次に定める第一種優先配当年率</p>

現行定款	変更案
<p>を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、第一種優先配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一種優先配当年率 第一種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%</p> <p>なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第一種優先配当年率決定日において、<u>ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、ICE Benchmark Administration Limitedによって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。</u>「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	<p>を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、第一種優先配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一種優先配当年率 第一種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%</p> <p>なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、日本円TIBORの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>

以上

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

<企業集団の主要な事業内容>

当社グループは、当連結会計年度末現在、銀行持株会社である当社、並びに株式会社三重銀行と株式会社第三銀行（以下、株式会社三重銀行と株式会社第三銀行を総称して「両行」といいます。）が2021年5月1日付で合併し新たにスタートした株式会社三十三銀行（以下、「三十三銀行」といいます。）を含む連結子会社10社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

<金融経済環境>

当期におけるわが国の経済を振り返りますと、家計部門では、飲食店への時短要請等活動制限を伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などを背景に、個人消費の回復が緩やかなものにとどまりました。企業部門においても、半導体の供給不足等を受け生産活動が低迷したほか、中国の景気減速などにより輸出も回復の勢いが弱まりました。2021年末にかけては緊急事態宣言等の解除を受け景気は一時的に持ち直しの動きがみられましたが、年明け以降は、オミクロン株の感染拡大やロシアウクライナ情勢が緊迫化したことなどにより再び停滞感の強い状況となっています。

当社グループの主な営業基盤であります三重県においても、個人消費は、営業時間の短縮や外出自粛など活動制約によりサービス消費を中心に弱い動きが続きました。もっとも、世界的な需要の高まりを受けて電子部品・デバイスを中心に企業の生産活動が持ち直しているほか、輸出も増加基調で推移しています。県内景気は、一部で厳しい状況にあるものの、総じてみれば緩やかな持ち直しが続いています。

<企業集団の事業の経過及び成果等>

このような経済環境の下、当社グループは「質の高い地域ナンバー1金融グループ」をビジョンとする第2次中期経営計画（2021年4月～2024年3月）をスタートいたしました。本計画において、「リレーション&ソリューションの深化（金融仲介機能の強化）」「経営の効率化・最適化」「強固な経営基盤の確立」の3つの基本方針の下、合併による両行の「強み」を完全融合させ、合併シナジーの最大化を図りつつ更なる成長に向けた諸施策に取り組んでまいりました。

「リレーション&ソリューションの深化」では、グループのビジネスモデルである圧倒的なリレーションの構築と多様なソリューションの提供を通じて地元である三重県、愛知県を中心とした営業エリアにおける地域経済の活性化への貢献とともに、収益力の強化を図ってまいりました。

法人のお客さまには、昨年に引き続き、創業・新事業の掘り起こしや展開を促進し、事業化に向けたサポートを実施する「33FGビジネスプランコンテスト2021」を開催したほか、地元中小企業の若手経営者を対象に、実践的知識やスキルの習得、人脈形成を目的として「次世代経営者育成塾」を開講しました。また、当社グループのシンクタンクである株式会社三十三総研が運営している「リージョネット三重」のECモール化によるリニューアルオープンを実施し、地場商品の販路拡大支援の強化に取り組むなどしま

した。

個人のお客さまには、3拠点目となる「SBIマネープラザ」を松阪市に開設し、対面型でSBI証券が提供する様々な金融商品・サービスを、より多くのお客さまにご利用いただける体制を拡充しました。さらに、保険会社や証券会社からの資産運用スペシャリスト（出向者）の受入れ増加やノウハウを活用することなどにより、資産運用・資産承継ニーズに対応したコンサルティング営業力の強化を図りました。このほか、「三十三フィナンシャルグループSDGs宣言」のジェンダー平等の実現に資するLGBTに対応した住宅ローンの取扱いを開始しました。

「経営の効率化・最適化」では、合併により営業エリアが重複する店舗について、お客さまの利便性を確保しつつ、ランチ・イン・ランチ方式により28拠点の店舗統合を実施し、店舗ネットワークの早期最適化に取り組みました。また、デジタル化による業務合理化・効率化を短期集中的かつ全行横断的に推進するため、「DX業務効率化プロジェクトチーム」を設置し、諸会議のペーパーレス化や各業務の電子化などを進めました。

「強固な経営基盤の確立」では、グループ間の緊密な連携による強固な経営管理態勢に加え、グループ全体における経営資源を有効活用し、経営基盤を強化するため、当社グループの連結子会社2社の合併を実施しました。さらに、人的資源については、外部トレーニーや外部派遣研修を実施し、事業承継支援、M&A、DX化支援などの戦略部門を担う人材の強化を図ったほか、ハウスメーカーや情報・通信システム会社などへの短期出向を通じて、銀行の枠組みを越えた人材の育成に取り組みました。また、働き方改革・ダイバーシティの推進においては、令和3年度「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度において、「ベストプラクティス賞」を受賞するなどいたしました。このほか、女性の活躍支援をはじめ、性別や年齢を問わず全ての職員が働きがいをもって活躍できる体制整備に努めました。

上記の取組みに加え、当期も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応にも注力してまいりました。感染症の影響が長期化する中でお客さまの資金繰り支援や融資の返済条件の見直しに真摯に対応したほか、「事業再構築補助金」の申請支援などにより、お客さまの新分野展開、業態転換、事業再編などを支援してまいりました。

また、世界共通の課題となっている気候変動への対応では、当社グループとして、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」に賛同したほか、三十三銀行として、「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定しました。また、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取扱いを開始し、お客さまのSDGsの達成に向けた取組みを金融面から積極的にサポートしました。

今後、本提言に沿った情報開示の充実を図るとともに、環境・社会課題の解決に資する取組みを一層強化し、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

(当社グループの連結業績)

主要な勘定残高につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は前期末比12億32百万円増加し3兆7,790億98百万円、貸出金は前期末比251億5百万円減少し2兆7,760億98百万円となりました。また、有価証券は前期末比117億52百万円減少し8,306億70百万円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は貸倒引当金繰入額が減少したことなどから前期比14億71百万円増加し48億84百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比7億26百万円増加し49億5百万円となりました。

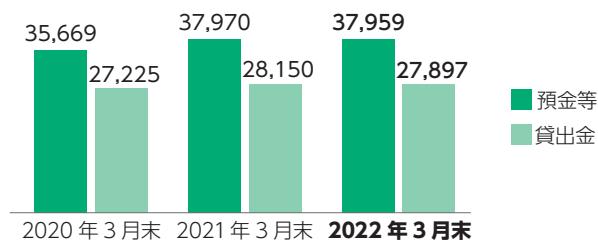
なお、主要な子会社である三十三銀行の単体業績につきましては、以下のとおりとなりました。

主要な勘定残高につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は前期末比10億87百万円減少し3兆7,959億82百万円、貸出金は前期末比252億55百万円減少し2兆7,897億57百万円となりました。また、有価証券は前期末比117億42百万円減少し8,360億17百万円となりました。

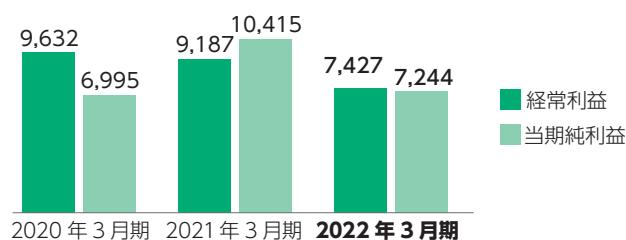
損益状況につきましては、経常利益は貸倒引当金繰入額が減少した一方、有価証券関係損益も減少したことなどから前期比17億60百万円減少し74億27百万円となり、当期純利益は72億44百万円となりました。

なお、上記に記載した当期の計数は2021年5月以降の三十三銀行の計数と2021年4月の旧三重銀行と旧第三銀行の計数を単純合算しており、期間比較に用いる前期および前期末の計数は旧三重銀行と旧第三銀行（部分直接償却前）の2021年3月末の計数を単純合算しております。

三十三銀行 預貸金の推移※(単位：億円)



三十三銀行 利益の推移※(単位：百万円)



※2020年3月末・2021年3月末、2020年3月期・2021年3月期につきましては、旧三重銀行及び旧第三銀行の2行合算（単体）の計数を記載しています。

<企業集団の対処すべき課題>

景気は緊急事態宣言等の解除を受け一時的に持ち直しの動きがみられましたが、年明け以降は、オミクロン株の感染拡大やロシアウクライナ情勢の緊迫化などにより、下振れリスクが高まっております。

また、地域金融機関の経営環境は人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な変化が及ぼす地域経済への影響増大に加え、デジタルイゼーションの加速、脱炭素社会への移行などSDGsの達成に向けた取組み等により大きく変化しており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められております。

このような環境の下、当社グループは、第2次中期経営計画において、合併シナジーの最大化を図りつつ、重要なテーマである「リレーション&ソリューションの深化（金融仲介機能の強化）」「経営の効率化・最適化」「強固な経営基盤の確立」に着実に取り組むことにより、持続可能な地域社会の実現に向けたグループ総合力を発揮し、ビジョンとして掲げる「質の高い地域ナンバー1金融グループ」を目指してまいります。

今後とも、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、役職員一同総力を結集して取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	69,640	71,116	76,245	70,479
経常利益	7,783	6,178	3,413	4,884
親会社株主に帰属する 当期純利益	52,277	4,151	4,179	4,905
包括利益	54,375	△ 13,715	13,246	△ 6,617
純資産額	244,336	227,465	238,491	229,635
総資産	4,070,967	3,936,933	4,312,845	4,636,016

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年度に負ののれん発生益463億61百万円を特別利益に計上しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益	3,075	3,272	3,289	2,697
受取配当金	2,224	2,224	2,226	2,229
銀行業を営む子会社	2,224	2,224	2,226	2,229
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	2,242	2,272	2,243	2,242
1株当たり当期純利益	円 銭 72 90	円 銭 74 22	円 銭 72 99	円 銭 72 79
総資産額	167,222	160,262	160,359	160,229
銀行業を営む子会社株式等	158,903	158,903	158,903	158,903
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- (注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
	2,465人	58人	94人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社三十三銀行

① 営業所数

				当年度末	
三	重	県		121店	うち出張所 (3)
愛	知	県		34	(一)
岐	阜	県		1	(一)
大	阪	府		5	(一)
奈	良	県		2	(一)
和	歌	山	県	6	(一)
東	京	都		2	(一)
	合	計		171	(3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を162カ所設置しております。
株式会社セブン銀行との提携によるセブン銀行ATMを24,368カ所及び株式会社ローソン銀行との提携によるローソン銀行ATMを13,501カ所それぞれ設置しております。

② 当年度新設営業所

該当ございません。

(注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止しました。

○店舗外現金自動設備の新設 (次の3カ所)

阪南支店	和歌山支店 阪南出張所	大阪府阪南市
亀山支店	亀山支店 東町出張所	三重県亀山市
千里ヶ丘支店	千里支店 千里ヶ丘出張所	三重県津市

○店舗外現金自動設備の廃止 (次の2カ所)

名古屋支店	地下鉄名古屋駅出張所	名古屋市中村区
八間通支店	シンフォニアテクノロジー出張所	三重県伊勢市

③ 株式会社三十三銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当ございません。

④ 株式会社三十三銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

□. リース業及びその他の事業

リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 □. 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	4,463	364	89	4,918

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社三十三銀行	ソフトウェア	2,581

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社三十三銀行	三重県四日市市西新地 7番8号	銀行業務	百万円 37,461	100.00 %	—
株式会社三十三総研	三重県四日市市西新地 10番16号	企業経営に関する情報提供・相談業務、金融経済等の調査・研究業務	百万円 50	(90.00) %	—
三十三リース株式会社	三重県四日市市幸町 2番4号	リース業務	百万円 90	(90.00) %	—
三重リース株式会社	三重県松阪市宮町 172番地の8	リース業務	百万円 80	(100.00) %	—
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町 2番4号	クレジットカード業務 貸金業務、信用保証業務	百万円 90	(95.00) %	—
第三カードサービス株式会社	三重県松阪市中央町 303番地の1	クレジットカード業務	百万円 60	(100.00) %	—
三十三信用保証株式会社	三重県四日市市幸町 2番4号	信用保証業務	百万円 480	(100.00) %	—
三重総合信用株式会社	三重県松阪市中央町 303番地の1	信用保証業務	百万円 40	(100.00) %	—
三十三コンピューターサービス株式会社	三重県松阪市中央町 520番地の1	システム運用受託業務	百万円 20	(100.00) %	—
三十三ビジネスサービス株式会社	三重県松阪市中央町 527番地1	遞送便警備輸送業務	百万円 30	(100.00) %	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率の欄の()は間接議決権比率であります。
 3. 上記の重要な子会社等は全て連結対象としております。
 4. 2021年5月1日付で、株式会社三重銀行と株式会社第三銀行は合併し、株式会社三十三銀行に商号変更しております。
 5. 2021年5月1日付で、株式会社三重銀カードは株式会社三十三カードに、三重銀信用保証株式会社は三十三信用保証株式会社にそれぞれ商号変更しております。
 6. 2021年10月1日付で、三重銀コンピューターサービス株式会社は三十三コンピューターサービス株式会社に吸収合併されております。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
岩間 弘	取締役会長 (代表取締役)	株式会社三十三銀行 取締役会長（代表取締役）	
渡辺 三憲	取締役社長 (代表取締役)	株式会社三十三銀行 取締役頭取（代表取締役）	
堀内 浩樹	取締役兼執行役員 (経営企画部担当)	株式会社三十三銀行 取締役兼常務執行役員	
加藤 芳毅	取締役兼執行役員 (リスク統括部・コンプライアンス統括部担当)	株式会社三十三銀行 取締役兼常務執行役員	
山川 憲一	取締役兼執行役員 (業務統括部担当)	株式会社三十三銀行 取締役兼専務執行役員 融資本部長	
川瀬 和也	取締役兼執行役員 (人事総務部担当)	株式会社三十三銀行 取締役兼常務執行役員	
坂本 康隆	取締役（監査等委員） (常勤監査等委員)		(注) 1
野呂 昭彦	取締役（監査等委員） (社外取締役)		(注) 2
古川 典明	取締役（監査等委員） (社外取締役)	株式会社ミッドランド経営 代表取締役 古川典明公認会計士事務所 所長 ミッドランド税理士法人 代表社員 株式会社メディカルー光 グループ 社外監査役	(注) 2 (注) 3
種村 均	取締役（監査等委員） (社外取締役)	株式会社ノリタケカンパニー リミテド 特別顧問 中日本高速道路株式会社 取締役会長	(注) 2 (注) 4
吉田 すみ江	取締役（監査等委員） (社外取締役)	あおば総合法律事務所 弁護士	(注) 2 (注) 5

(注) 1. 取締役（監査等委員）坂本康隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるためであります。

- 取締役（監査等委員）野呂昭彦氏、古川典明氏、種村均氏及び吉田すみ江氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 取締役（監査等委員）古川典明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役（監査等委員）種村均氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドにおける財務及び会計に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役（監査等委員）吉田すみ江氏の戸籍上の氏名は、今尾すみ江であります。
- 藤原信義氏は、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって社外取締役（監査等委員）を辞任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	10人	61
取締役 (監査等委員)	6人	37
合計	16人	98

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会（2019年6月21日開催）で定められた報酬限度額（年額）
 取締役（監査等委員を除く）
 基本報酬 300百万円（但し、使用人兼務役員の使用人としての給与を除く）
 株主総会決議に係る会社社員の員数 8名
 取締役（監査等委員） 60百万円
 株主総会決議に係る会社社員の員数 4名
3. 当社は、2021年2月9日の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。
 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合しており、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員等の報酬等に関する事項を所管する報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行っていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。
 なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。
- ①基本方針
 取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しいものにするとともに、当社の安定的かつ持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた意欲をより高めることのできるよう、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
- ②個人別の基本報酬の額または算定方法の決定方針等
 取締役の基本報酬は、在任中に毎月支給する確定金額報酬とし、他社水準や当社グループの業績等を考慮しつつ、地位・職責等を総合的に勘案して決定するものとする。
 なお、株主総会で承認されている報酬額の年額の範囲内とし、取締役の個人別の報酬月額については、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員等の報酬等に関する事項を所管する報酬委員会において決定する。
 報酬委員会は、代表取締役と社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）で構成し、社外取締役が委員長を務め、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員等の報酬等に関する事項を審議・決定する。

③個人別報酬等における確定金額報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合の決定方針

持株会社の機能、グループ全体の報酬体系等を踏まえ、業績連動報酬及び非金銭報酬は設定せず、個人別の報酬等は全て固定報酬としての確定金額報酬とする。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容については、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員の報酬等に関する事項を所管する報酬委員会が審議・決定しております。

報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、代表取締役と社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）で構成され、社外取締役が委員長を務めております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定した報酬委員会は、委員長である社外取締役（監査等委員）藤原信義のほか、取締役会長（代表取締役）岩間弘、取締役社長（代表取締役）渡辺三憲、社外取締役（監査等委員）野呂昭彦、社外取締役（監査等委員）古川典明、社外取締役（監査等委員）種村均及び社外取締役（監査等委員）吉田すみ江で構成され、公正かつ透明性をもって審議・決定を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
野呂昭彦	当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
古川典明	
種村均	
吉田すみ江	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社並びに当社の子会社である株式会社三十三銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役	当社は、保険会社との間で、当社並びに当社の子会社である株式会社三十三銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
古川 典明	株式会社ミッドランド経営代表取締役、ミッドランド税理士法人代表社員及び株式会社メディカルー光グループ社外監査役であります。 当社の子会社である株式会社三十三銀行と株式会社ミッドランド経営との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（株式会社三十三銀行が紹介した顧客と当社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に当社から報酬を受け取る契約）があります。また、当社の子会社である株式会社三十三総研と当社との間には、顧問契約があります。 なお、株式会社三十三銀行とミッドランド税理士法人及び株式会社メディカルー光グループとの間には、通常の銀行取引があります。
種村 均	中日本高速道路株式会社取締役会長であります。 当社の子会社である株式会社三十三銀行と中日本高速道路株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
野呂 昭彦 (社外取締役)	4年	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査等委員会13回中13回に出席しております。	主に行政に携わった豊富な経験や幅広い見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。
古川 典明 (社外取締役)	4年	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査等委員会13回中13回に出席しております。	主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験や専門の見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。
種村 均 (社外取締役)	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査等委員会13回中13回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験や幅広い見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
吉田 すみ江 (社外取締役)	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査等委員会13回中13回に出席しております。	主に弁護士としての豊富な経験や専門的見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	20	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	70,000千株
	第一種優先株式	70,000千株
発行済株式の総数	普通株式	26,167千株
	第一種優先株式	4,200千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	16,912名
	第一種優先株式	1名

(3) 大株主

イ. 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,513 ^{千株}	9.60%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,330	5.08
三十三フィナンシャルグループ職員持株会	1,256	4.80
銀泉株式会社	1,062	4.06
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	819	3.13
株式会社三井住友銀行	776	2.96
株式会社みずほ銀行	445	1.70
損害保険ジャパン株式会社	349	1.33
S M B C ファイナンスサービス株式会社	339	1.29
三井住友カード株式会社	330	1.26

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（11千株）を控除して算出しております。
 3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,200 ^{千株}	100.00%

(4) 役員保有株式

該当ございません。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 中村 哲也 指定有限責任社員 池ヶ谷 正 指定有限責任社員 内田 宏季	5	報酬等について監査等委員会が会社法第 399 条第 1 項の同意をした理由 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当な水準であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は73百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8. 会計参与に関する事項

該当ございません。

連結計算書類

第4期末(2022年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	903,101	預 金	3,705,296
コールローン及び買入手形	981	譲 渡 性 預 金	73,802
買 入 金 銭 債 権	1,204	借 用 金	578,134
商 品 有 価 証 券	656	外 国 為 替	15
有 価 証 券	830,670	そ の 他 負 債	33,847
貸 出 金	2,776,098	賞 与 引 当 金	1,086
外 国 為 替	8,479	退 職 給 付 に 係 る 負 債	129
そ の 他 資 産	88,233	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	40
有 形 固 定 資 産	23,961	株 式 給 付 引 当 金	182
建 物	8,548	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	241
土 地	10,699	偶 発 損 失 引 当 金	567
リ ー ス 資 産	4	繰 延 税 金 負 債	889
建 設 仮 勘 定	278	支 払 承 諾	12,147
その他の有形固定資産	4,430	負 債 の 部 合 計	4,406,380
無 形 固 定 資 産	9,889	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	9,559	資 本 金	10,000
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	105	資 本 剰 余 金	79,416
リ ー ス 資 産	2	利 益 剰 余 金	131,865
その他の無形固定資産	221	自 己 株 式	△265
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,562	株 主 資 本 合 計	221,015
繰 延 税 金 資 産	2,796	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,209
支 払 承 諾 見 返	12,147	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△27
貸 倒 引 当 金	△24,767	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△896
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,285
		非 支 配 株 主 持 分	334
		純 資 産 の 部 合 計	229,635
資 産 の 部 合 計	4,636,016	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,636,016

第4期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	金 額
経資	常 運 収 収 益	34,305	70,479
貸有コ	金 出 証 券 金 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	27,963	
預そ	一 ル □ 一 ン 利 息 金 受 入 利 収 収 立 収	5,385	
役そ	の の 他 他 引 業 等 務 常 取 収 収 立 収	1	
償そ	の の 却 の 他 の 債 の 引 業 等 務 常 取 収 収 立 収	888	
経資	預讓借そ	66	
役そ	の の 却 の 他 の 債 の 引 業 等 務 常 取 収 収 立 収	14,055	
営そ	の の 却 の 他 の 債 の 引 業 等 務 常 取 収 収 立 収	2,123	
貸そ	の の 却 の 他 の 債 の 引 業 等 務 常 取 収 収 立 収	19,995	
経特	常 別 資 産 利 損 分 分	1	
特	定 定 別 資 産 利 損 分 分	66	
税	給 付 制 当 期 改 定 業 務 整 合	19,994	
法	調 整 前 当 期 改 定 業 務 整 合	544	
法	住 民 等 純 利 損	391	
法	税 税 等 純 利 損	4	
当	税 税 等 純 利 損	114	
非	税 税 等 純 利 損	33	
親	税 税 等 純 利 損	3,461	
	税 税 等 純 利 損	57	
	税 税 等 純 利 損	42,512	
	税 税 等 純 利 損	19,019	
	税 税 等 純 利 損	2,723	
	税 税 等 純 利 損	16,296	
	税 税 等 純 利 損		4,884
	税 税 等 純 利 損		94
	税 税 等 純 利 損		1,232
	税 税 等 純 利 損		1,017
	税 税 等 純 利 損		56
	税 税 等 純 利 損	553	3,746
	税 税 等 純 利 損	△ 1,668	△ 1,114
	税 税 等 純 利 損		4,861
	税 税 等 純 利 損		△ 44
	税 税 等 純 利 損		4,905

計算書類

第4期末(2022年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,231	流 動 負 債	70
現金及び預金	768	未払費用	3
前払費用	9	賞与引当金	7
未収還付法人税等	435	その他の	59
その他の	18	固 定 負 債	349
固 定 資 産	158,997	長期預り金	349
無形固定資産	2	負債の部合計	420
商標権	2	(純資産の部)	
投資その他の資産	158,994	株 主 資 本	159,809
関係会社株式	158,903	資 本 金	10,000
敷	85	資 本 剰 余 金	148,863
繰延税金資産	5	資 本 準 備 金	2,500
		その他資本剰余金	146,363
		利 益 剰 余 金	1,211
		その他利益剰余金	1,211
		繰越利益剰余金	1,211
		自 己 株 式	△265
資産の部合計	160,229	純資産の部合計	159,809
		負債及び純資産の部合計	160,229

第4期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,697
関係会社受取配当金	2,229
関係会社受入手数料	468
営 業 費 用	441
販売費及び一般管理費	441
営 業 利 益	2,256
営 業 外 収 益	0
受取利息	0
雑収入	0
営 業 外 費 用	0
雑損失	0
経 常 利 益	2,256
税 引 前 当 期 純 利 益	2,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7
法 人 税 等 調 整 額	5
法 人 税 等 合 計	13
当 期 純 利 益	2,242

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社三十三フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三十三フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社三十三フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に

表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社三十三フィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員	坂本康隆	Ⓔ
監査等委員	野呂昭彦	Ⓔ
監査等委員	古川典明	Ⓔ
監査等委員	種村均	Ⓔ
監査等委員	吉田すみ江	Ⓔ

(注) 監査等委員 野呂昭彦、古川典明、種村均及び吉田すみ江は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

会場 都ホテル 四日市 4階 伊勢の間
三重県四日市市安島1丁目3番38号
電話 059-352-4131



交通のご案内

近鉄四日市駅北口より
徒歩約3分

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ご注意

JR四日市駅からお越しの際は、徒歩（約25分）または三重交通バス（約10分）へのお乗り換え（「近鉄四日市」停留所で下車）が必要となります。



株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



環境にやさしい
「植物油インキ」を
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。